

生駒市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月26日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「課課長」を「課課長 企画官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。